

# 漁業就業の支援制度



STEP 1

## 就業相談



### 【窓口相談】

漁業就業支援フェアなどの相談会への参加や、長崎県水産経営課や市町で研修の受入先を探すための相談を行う。



### 【漁業就業支援フェアとは?】

新人漁師を募集している漁協・漁業団体と直接話することができる就業イベントです。詳しくは「漁師.jp(全国漁業就業者確保育成センター)」のHPをご覧ください。

STEP 2

## 研修制度

新規漁業就業者を対象とした1~4年間の技術習得研修を受けることができます。(国・県事業)

研修制度に関する詳しい内容については「ながさき漁業伝習所」(P24~25)をご確認ください。



STEP 3

## 漁船購入

漁船取得やリースの経費を支援する制度があります。(国事業)

漁船購入支援には要件があります。経費支援の詳細内容については、下記の相談窓口「長崎県水産部水産経営課」にお問い合わせください。

長崎県外の方には  
移住支援もあるよ!

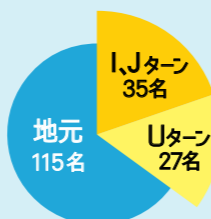


### 移住支援制度について

I、J、Uターンの方向けに移住支援制度を設けております。詳細は下記HPをご確認ください。

ながさき移住ナビ

<https://nagasaki-iju.jp/>



長崎県の出身区分別  
新規漁業就業者数

※平成28年~令和2年間 5年平均(長崎県調べ)



長崎に来るとは  
皆で待つとるばい!

支援制度  
相談窓口

長崎県水産部水産経営課  
☎ 095-895-2832



漁師.jp 全国漁業就業者確保育成センター  
☎ 03-5545-1617



# 漁師になるためのチェックポイントQ&A

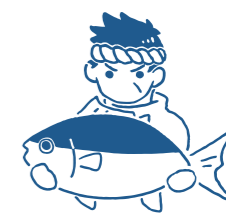
Q 漁業は誰でもできる?

A 基本的にはどなたでもできますが、漁業技術の習得が必要です。また、漁業の種類によっては免許や許可が必要であったり、漁船や漁具などが必要ですので、漁業を有利に安定的に展開していくためには、漁業協同組合員になることが大切です。



Q 組合員の資格を取得するにはどうしたらいい?

A 漁業協同組合ごとの規則(定款)で決められた日数以上漁業に従事すること、その地域に居住することなどの要件を満たす必要があります。漁業協同組合によって条件が異なりますので、漁業を営む予定の地域の関係漁業協同組合にご相談ください。



Q 船を動かすためには、どんな資格が必要?

A 「小型船舶操縦士」の免許が必要です。免許は、操縦する海域、船の大きさによって種類が異なりますが、その取得にあたっては、国家試験を受験するか、指定養成施設で講習を受けなければいけません。また、操縦中は、無線やレーダーを使用することが多いので、これらの設備を扱うための資格を取得することも必要です。



Q 漁業者の組織はどうなっている?

A 漁業の仕事がうまくいくように、各地に漁業協同組合があります。これら漁業協同組合をまとめる団体として、県漁業協同組合連合会があります。また、漁業協同組合には、青壮年部・女性部が組織されているところが多く、それぞれ、県漁協青壮年部連合会、県漁協女性部連合会が結成されており、漁村の活性化のために活発な活動が行われています。



長崎県での詳しい漁業者支援制度については「ながさき漁業伝習所」へ